

事 務 連 絡
令 和 3 年 6 月 4 日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の
被扶養者の収入確認の特例に関するQ&Aについて

健康保険被扶養者（以下「被扶養者」という。）の収入確認について、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について」（令和3年6月4日付け保保発0604第1号）により、被扶養者の収入確認の特例措置に関して、適切な対応を求めているところですが、当該特例措置の実施にあたって、厚生労働省保険局から全国健康保険協会、健康保険組合、全国健康保険組合連合会、地方厚生（支）局に対して、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関するQ&Aについて」（事務連絡）が発出されました。（別添参照）

日本年金機構においても、被扶養者及び国民年金第3号被保険者の認定時における収入確認に当たり、十分に留意の上、適切に対応されたい。